

日 薬 情 発 第 133 号

令 和 3 年 1 月 20 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会

副 会 長 川 上 純 一

医療事故情報収集等事業「医療安全情報 No.170」の提供について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和3年1月15日、日本医療機能評価機構より、「医療安全情報 No.170」が公表されました。

貴会会員にご周知いただく等、医療事故の発生及び再発防止のためにご活用下さい。

04

事故防止 179 号
2021年1月15日

関係団体 殿

公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故情報収集等事業
執行理事 後 信
(公印省略)

医療事故情報収集等事業 「医療安全情報 No. 170」の提供について

平素より当事業部の実施する事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、医療事故情報収集等事業において収集した情報のうち、特に周知すべき情報を取りまとめ、1月15日に「医療安全情報 No. 170」を当事業参加登録医療機関並びに当事業参加登録医療機関以外で希望する病院に提供いたしましたのでお知らせいたします。

なお、この医療安全情報を含め報告書、年報は、当事業のホームページ (<http://www.med-safe.jp/>) にも掲載いたしておりますので、医療事故の発生予防、再発防止のために、貴団体の取り組みにおいてご活用いただければ大変幸いに存じます。

今後とも有用な情報提供となるよう医療安全情報の内容の充実に努めてまいりますので、何卒ご理解、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。



公益財団法人 日本医療機能評価機構

医療事故情報収集等事業

医療 安全情報

No.170 2021年1月

咀嚼・嚥下機能が低下した患者に 合わない食物の提供

患者の咀嚼・嚥下機能に合わせて全粥食・軟菜食などを選択したが、食事のオーダーシステムの食種の取り決めでパンが提供され、患者が窒息した事例が5件報告されています(集計期間:2016年1月1日～2020年11月30日)。この情報は、第62回報告書「分析テーマ」で取り上げた内容をもとに作成しました。

咀嚼・嚥下機能が低下した患者にオーダーした食種と合わない食物が提供され、患者が窒息した事例が報告されています。

オーダーした食種	提供された食物	主な背景
全粥食	パン	システム
全粥食・軟菜食		・全粥食でオーダーしても、「パン禁止」と入力しないと、献立によりパンが提供されることがあった
全粥食・一口軟菜食		・軟菜食の朝食は、パンに設定されていた
軟菜食		・全粥食の遅延食は、食パンが提供されることになっていた
低残渣食(主食は粥)		オーダーした医師
		・全粥食でも献立によりパンが提供されることを知らなかった
		・軟菜食の朝食がパンに設定されていることを知らず、全粥に変更しなかった

◆報告された事例は、患者の咀嚼・嚥下機能にパンの提供が合わなかったと記載されていた事例です。

咀嚼・嚥下機能が低下した患者に合わない食物の提供

事例 1

当院では、全粥食をオーダーした場合に「パン禁止」と入力しないと、献立によりパンが提供されることがある。医師はそのことを知らず、嚥下機能が低下した患者に全粥食をオーダーした際、「パン禁止」と入力しなかった。入院3日目、朝食にパンが提供され、看護師Aの見守りのもと患者は食事を開始した。患者は前日までむせ込まずに摂取できていたことから、看護師Aは他患者の対応のため患者のそばを離れた。数分後、看護師Bがモニター上でHR44回／分であることに気付く訪室したところ、患者の呼吸が停止していた。口腔内のパンの塊を取り除き、心肺蘇生を実施し、人工呼吸管理となった。

事例 2

当院では、軟菜食の朝食の主食はパンに設定されている。医師はそのことを知らず、食種を全粥・一口大とろみ食から軟菜食に変更した。朝食にパンが提供され、看護師の見守りのもと患者は食事を開始した。口腔内に食物が残っていたため看護師は止めようとしたが、患者はパンを食べ続け、その後窒息した。

事例が発生した医療機関の取り組み

- ・咀嚼・嚥下機能が低下した患者にオーダーする食種では原則としてパンを提供しない設定にシステムを変更する。
- ・咀嚼・嚥下機能が低下した患者にパンを提供することによる窒息の危険性を院内に周知する。

上記は一例です。自施設に合った取り組みを検討してください。

取り組みのポイント

- ・全粥食・軟菜食などのオーダーでパンが提供される設定は、窒息のリスクを伴うことを認識しましょう。

(総合評価部会)

※この医療安全情報は、医療事故情報収集等事業(厚生労働省補助事業)において収集された事例をもとに、本事業の一環として総合評価部会委員の意見に基づき、医療事故の発生予防、再発防止のために作成されたものです。

本事業の趣旨等の詳細については、本事業ホームページをご覧ください。 <http://www.med-safe.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0252(直通) FAX：03-5217-0253(直通)

<http://www.med-safe.jp/>